

生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与するため、創エネ・省エネシステムを住宅等において活用する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次の各号に掲げるシステムとし、別表第1に掲げる補助条件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）
- (4) 家庭用リチウムイオン蓄電システム
- (5) V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象者とならない。

- (1) 市税を滞納している者（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている者を含む。）
- (2) 申請を行おうとする補助対象システムについて、同一の世帯にある者が、過去において補助金の交付を受けている者
- (3) 申請を行おうとする補助対象システムについて、生駒市から他の補助金の交付を受けている者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象システムの種類に応じ、それぞれ別表第1の補助金額の欄に掲げる金額とする。

(交付申請の受付期間等)

第5条 補助金の交付申請の受付期間は、令和元年5月15日から翌年3月31日までとする。

2 補助金の交付申請の受付は、先着順に行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第3に掲げる添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、直接持参の方法によるものとする。

(事務の代行)

第7条 交付申請者は、補助金の交付に係る事務手続を第三者に代行させることができるものとする。

(交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定した場合は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付と決定した場合は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付申請者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があった場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

(管理)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムをその法定耐用年数の期間中、適正に管理し、使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年間のうちに次の各号のいずれかに該当するときは、財産損傷・処分届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象システムが損傷又は滅失したとき。

(2) 補助対象システムを処分しようとするとき。

(協力)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 「生駒市民 わが家の環境家計簿」の取組及びデータの提供

(2) 各種アンケート及び調査への回答

(3) 本市及び本市が関与する団体等が実施し、又は実施を予定する環境・エネルギーに関する事業に係る情報の受領

(4) 本市及び本市が関与する団体等の地球温暖化防止に関する取組への参加

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定するもののほか、住宅用エネルギー管理システムに係る補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 補助対象システムの使用に伴い計測・蓄積したエネルギー等に関する実績データや使用状況等についての調査への回答

(2) 機器製造事業者等がクラウドサービス上に蓄積した自らのエネルギー使用に関する実績データを本市に提供することについての同

意

(確認及び検査)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象システムの使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について確認し、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) 第9条の規定に基づく補助金の請求を市長が定める日までに行わないとき。
- (4) 前2条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行し、令和2年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第4条関係）

補助対象システムの補助条件及び補助金額

| | 補助対象システム | 補助条件 | 補助金額 |
|-----|---------------------|---|---|
| (1) | 太陽光発電システム | <p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 補助対象システムを住宅の屋根等への設置に適した配電線と逆流有りで連系し、かつ太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値が2kW以上10kW未満であること。</p> | <p>太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値（kW表示とし、小数点以下2桁目を切捨て）に20,000円を乗じて得た額（上限100,000円）</p> |
| (2) | 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | <p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が交付する補助金（以下「国補助金」という。）の補助対象システムとして指定されている機器であること。</p> | <p>1件当たり 50,000円</p> |
| (3) | 住宅用エネルギー管理システム（H | <p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ ECHONET Lite規</p> | <p>設置に要する費用の額（千円</p> |

| | | |
|---------|--|--------------------------------|
| E M S) | <p>格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>ウ H E M S を設置した住宅の電力使用量を計測、蓄積し、専用モニター等により表示できる等の「見える化」が実現できるものであること。</p> <p>エ 1 つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備（以下「蓄エネルギー設備」という。）を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>オ 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報を取得又は計測できるものであること。</p> <p>カ 電力使用量に関する情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供（目標達成状況を提</p> | <p>未満切捨て。 上限 10,000 円)</p> |
|---------|--|--------------------------------|

| | | | |
|-----|----------------------|---|---|
| | | 示する省エネ評価を含む。) を行うことができるものであること。 | |
| (4) | 家庭用リチウムイオン蓄電システム | <p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の補助対象機器として認められたもの又は同等以上の機能を有すると市長が認めるもの。</p> <p>エ 蓄電容量が1.0kWh以上であること。</p> | 蓄電容量（kWh表示で小数点以下2桁目を切捨て）に、10,000円を乗じて得た額（上限60,000円） |
| (5) | V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム | <p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象となる充</p> | 1件当たり 50,000円 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 電設備として登録されている もの又は同等以上の機能を有 すると市長が認めるもの。 | |
|--|--|--|--|

別表第 2（第 3 条関係）

補助金の交付対象者

| | 補助対象システム | 交付対象者 |
|-----|---------------------|--|
| (1) | 太陽光発電システム | <p>平成 31 年 3 月 1 日以降に電力会社と電力受給契約を行う者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 太陽光発電システムを生駒市内の自ら所有し又は居住する住宅（店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。以下「住宅」という。）に設置した者</p> <p>イ 建売住宅供給者等から生駒市内にある太陽光発電システム付住宅を購入し、発電した電力を自らの住戸の部分で使用する者</p> <p>ウ 生駒市内の分譲共同住宅に太陽光発電システムを設置し、発電された電力を共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者</p> <p>エ 生駒市内の自ら所有する上記アからウ以外の建築物等に太陽光発電システムを設置した者（行政機関若しくは行政機関が設置する法人等を除く。）</p> |
| (2) | 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | <p>生駒市内に住民登録があり、補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（住民登録地と同一であること。）に設置し、かつ、国補助金の額の確定通知を平成 31 年 3 月 1 日以降に受けている者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 補助対象システムを既存又は新築の住宅に</p> |

| | | |
|-----|----------------------|--|
| | | <p>設置した者</p> <p>イ 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者</p> |
| (3) | 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） | <p>生駒市内に住民登録があり、かつ、補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（住民登録地と同一であること。）に平成31年4月1日以降に</p> |
| (4) | 家庭用リチウムイオン蓄電システム | <p>設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> |
| (5) | V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム | <p>ア 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者</p> <p>イ 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者</p> |

別表第3（第6条関係）

申請書の添付図書

| | 補助対象システム | 添付図書 |
|-----|-------------|---|
| (1) | 全補助対象システム共通 | <p>ア 宣誓書（様式第2号）。ただし、次の者にあつては、それぞれに掲げる図書を添付すること。</p> <p>(ア) 別表第2(1)ウに当たる者 管理組合の規約及び役員名簿並びに代表者の住民票の写し（3ヶ月以内のもの）</p> <p>(イ) 別表第2(1)エに当たる者で生駒市外の個人 当該宣誓書及び住民票の写し（3ヶ月以内のもの。）</p> <p>(ウ) 別表第2(1)エに当たる者で法人 当該宣誓書及び法人の登記事項証明書の写し</p> <p>イ 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書（補助対象システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書）の写し。ただし、当該契約書に補助対象システムの設置に関する事項が明示されていない場合は、見積書その他当該契約に補助対象システムが含まれることが確認できる図書を添付すること。</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p> |
| (2) | 太陽光発電システム | <p>ア 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し</p> <p>イ 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真</p> <p>ウ 電力会社との電力受給契約に関する書類の写し（第5条第1項に規定する受付期間内に添付</p> |

| | | |
|-----|----------------------|---|
| | | <p>できない場合には、再生可能エネルギー発電事業計画についての国の認定通知書の写し、余剰電力販売用電力量計のカラー写真及び電力会社の電力系統への発電設備の連携が完了していることの申立書（様式第8号）</p> <p>エ 竣工検査の試験記録書（様式第3号）及び出力試験の値が読み取れるカラー写真</p> |
| (3) | 家庭用燃料電池システム | <p>ア 国補助金の額確定通知書及び取得財産等管理台帳の写し（第5条第1項に規定する受付期間内に添付できない場合には、国補助金の補助事業完了報告書（兼取得財産等明細書）の写し（全3枚）及び対象機器の設置場所における設置後の状態を示すカラー写真（機器全体が写ったもの及び型式に関する表示が読めるもの）</p> |
| (4) | 住宅用エネルギー管理システム | <p>ア 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し</p> |
| (5) | 家庭用リチウムイオン蓄電システム | <p>イ 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真</p> |
| (6) | V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム | <p>ウ 補助対象システムであることが分かる資料</p> |